

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法の一部改正等に伴い、法人県民税法人税割の税率を引き下げ、法人事業税の税率の特例を廃止するとともに、自動車取得税の廃止、自動車税の環境性能割の創設等を行う。

### 二 内容

#### (一) 法人県民税

地方法人税（国税）の税率が引き上げられることに伴い、法人税割の税率を引き下げる。

#### (二) 法人事業税

地方法人特別税（国税）が廃止されることに伴い、法人事業税の税率の特例を廃止する。

#### (三) 自動車取得税

自動車取得税を廃止する。

#### (四) 自動車税

ア 自動車（軽自動車税の対象車を除く。）の取得時に新たに環境性能割を課税する。

イ 現行の自動車税について「種別割」と名称変更する。

ウ 環境性能等が優れた自動車の税率を軽減する特例措置（軽課）について、燃費基準の向上に応じて対象を見直すとともに、適用期限を一年延長する。

また、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（重課）について、適用期限を一年延長する。

#### (五) その他

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日。ただし、二(五)のうち個人県民税に係る規定の整備については、平成三十年一月一日。